（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{24} ＝ 0.041

C_{25} ＝ 0.042

C_{26} ＝ 0.040

C_{27} ＝ 0.030

C_{28} ＝ 0.0305

C_{29} ＝ 0.0015

C_{30} ＝ 0.00146

$C_{元}$ ＝ 0.00090

算式Ⅹⅷ

$$\frac{\sum_{n=24}^{元}(B_n \times C_n)}{535\text{円} \times A}$$

算式Ⅹⅷの符号

A　測定単位の数値

B_n　沖縄振興特別推進交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{24} ＝ 0.030

C_{25} ＝ 0.030

C_{26} ＝ 0.029

C_{27} ＝ 0.022

C_{28} ＝ 0.0218

C_{29} ＝ 0.0011

C_{30} ＝ 0.00105

$C_{元}$ ＝ 0.00064

算式ⅩⅨ

$$\frac{\sum_{n=26}^{元}(B_n \times C_n)}{535\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅨの符号

A　測定単位の数値

B_n　奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{24} ＝ 0.042

C_{25} ＝ 0.042

C_{26} ＝ 0.032

C_{27} ＝ 0.031

C_{28} ＝ 0.0016

C_{29} ＝ 0.0015

C_{30} ＝ 0.00146

算式Ⅹⅷ

$$\frac{\sum_{n=24}^{30}(B_n \times C_n)}{533\text{円} \times A}$$

算式Ⅹⅷの符号

A　測定単位の数値

B_n　沖縄振興特別推進交付金事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{24} ＝ 0.030

C_{25} ＝ 0.030

C_{26} ＝ 0.023

C_{27} ＝ 0.022

C_{28} ＝ 0.0012

C_{29} ＝ 0.0011

C_{30} ＝ 0.00105

算式ⅩⅨ

$$\frac{\sum_{n=26}^{30}(B_n \times C_n)}{533\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅨの符号

A　測定単位の数値

B_n　奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額